事 業 計 画 書 (第1面)

年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者

印

事前協議の区分	□ 新規許可 □ 変更許可			
汚染土壌処理施設を設置しよう とする事業場の名称・所在地				
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理・セメント製造・埋立処理・分別等処理			
汚染土壌処理施設の構造				
汚染土壌処理施設の処理能力				
汚染土壌処理施設において処理す る汚染土壌の特定有害物質による 汚染状態	別表のとおり			
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)及び許可番号(申請中は申請年月日)	都道府県知事(市長)	許可番号(申請年月日)		
汚染土壌の処理の方法				
セメントの品質管理の方法 (セメント製造施設に限る。)				
保管設備の場所及び容量				

再処理汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称及び所在地,再処理 汚染土壌処理施設について汚染 土壌処理業の許可をした都道府 県知事及び許可番号,再処理汚染 土壌処理施設の種類及び処理能 カ

名 称	所在地
都道府県知事(市長)	許可番号
種 類	処理能力

(添付書類)

- 1 事業場の位置図
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置 を示す図面
- 3 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 汚染土壌の処理工程図
- 5 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場からの排出水及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
- 6 汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域に排出される,又は下水道に排除される排出水の水質の測定方法を記載した書類
- 7 汚染土壌処理施設の周縁地下水の水質の測定方法を記載した書類
- 8 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの 飛散等並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
- 9 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した事類
- 10 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 11 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 12 他に土壌汚染対策法(以下「法」という。)第22条第1項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る法第14条第1項の許可書の写し
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による産業廃棄物処分業に係る許可又は同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る許可を受けている者は、その許可証の写し
- 14 環境配慮計画書
- 15 その他市長が必要があると認める書類

(第3面)

別表 処理対象物質及び汚染状態

物質名	受入れ 〇×	受入れ濃度の上限		
		土壤溶出量 (mg/L)	第二溶出量 適合○ 超過◎	土壌含有量 (mg/L)
四塩化炭素				_
1,2-ジクロロエタン				_
1,1-ジクロロエチレン				_
シス-1,2-ジクロロエチレン				_
1,3-ジクロロプロペン				_
ジクロロメタン				_
テトラクロロエチレン				_
1,1,1-トリクロロエタン				_
1,1,2-トリクロロエタン				_
トリクロロエチレン				_
ベンゼン				_
カドミウム及びその化合物				
六価クロム化合物				
シアン化合物				
水銀及びその化合物				
セレン及びその化合物				
鉛及びその化合物				
砒素及びその化合物				
ふっ素及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
シマジン				_
チオベンカルブ				_
チウラム				_
ポリ塩化ビフェニル				_
有機りん化合物(パラチオン,メチルパ ラチオン, メチルジメトン及び EPN に限 る。)				_